

福津市ではSDGs(持続可能な開発目標)の考え方を踏まえた環境保全に取り組んでいます

# 環境掲示板

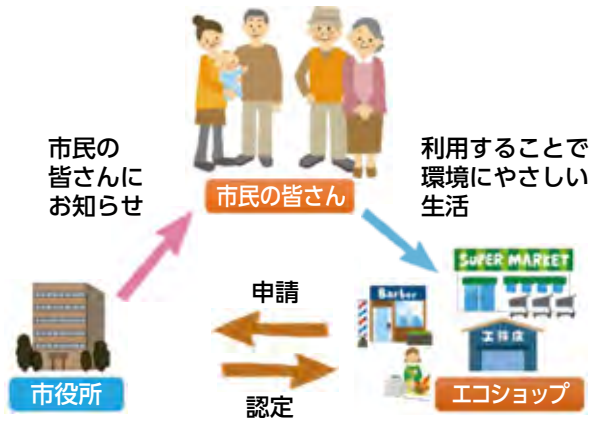
市うみがめ課 ☎62・5019 FAX43・9005  
E-mail umigame@city.fukutsu.lg.jp



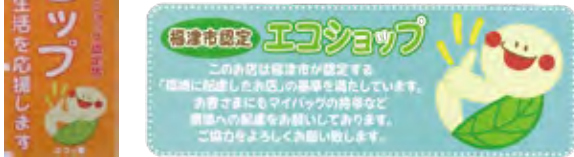
## 「エコショップ」に行ってみよう！

市は、ゴミの減量化、再利用、再資源化の推進など、環境保全行動を積極的に実施する事業所を「エコショップ」として認定しています。

市民の皆さんに、エコショップを利用してもらうことで、環境にやさしい消費スタイルの確立を推進しています。



エコショップ認定店には、エコショップ認定ステッカーとのぼりを設置しています。見かけたらぜひご利用ください。イメージキャラクターの「エコッ葉」が目印です。



▲エコショップののぼりとステッカー

### エコショップ認定店を募集しています

現在、エコショップ認定店は102店舗あり、飲食業や建築業、販売業、サービス業などと多業種に及んでいます。環境にやさしい取り組みをあなたの事業所でも始めてみませんか。詳しくは、市うみがめ課までお尋ねください。

## ごみの不法投棄をやめましょう

個人や自治会、郷づくり推進協議会など多くの人がボランティア清掃をしていますが、市内の不法投棄は依然として絶えません。市は、シルバー人材センターに市内の巡回及び清掃や不法投棄の監視パトロールをお願いしています。

### 不法投棄の罰則について

不法投棄は廃棄物の処理及び清掃に関する法律によって処罰されます。道路、山、海、川、私有地などにごみを投棄することは違反行為であり、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金(法人の場合は3億円以下の罰金)という非常に重い罰が課せられます。

### 不法投棄の処理について

私有地に不法投棄があった場合は(1)不法投棄者(2)土地、建物の所有者や占有者の順に処理責任があります。不法投棄者が見つからない場合は、土地や建物の所有者や占有者が処理をする必要があります。

### 不法投棄を防止するために

不法投棄は未然に防ぐことが大切です。対策としてはフェンスや看板を設置したり、こまめに除草したりするなど定期的に管理を行うことが重要です。



▲道路際に不法投棄されたタイヤ